

令和5（2023）年度
第2回栃木県公共事業評価委員会
会議結果の概要

栃木県公共事業評価委員会

令和5(2023)年度 第2回栃木県公共事業評価委員会
会議結果概要

1 日 時 令和5(2023)年11月27日(月曜) 13:10~15:45

2 場 所 栃木県庁 本館6階 大会議室2

3 出席者 有賀 一広(宇都宮大学農学部 教授)
大澤 和敏(宇都宮大学農学部 教授)
木村 由美子(栃木県女性団体連絡協議会 事務局長)
藤島 博英(足利大学工学部 講師)
山岡 暁(宇都宮大学 地域デザイン科学部教授)
山口 麻梨子(栃木県弁護士会 弁護士)

[敬称略・50音順]

4 議事案件

栃木県県土整備部所管事業の事前評価について

(1) 道路事業

【大規模事業(審議案件)】

ア 一般国道 119号 日光市 上・中鉢石町

(2) 街路事業

【中規模事業(報告案件)】

ア 都市計画道路 3・4・306号 中郷八木岡線 真岡市 荒町

イ 都市計画道路 3・5・2号 山手通り 那須烏山市 屋敷

(3) 河川事業

【大規模事業(審議案件)】

ア 一級河川 永野川 栃木市 大平町 下皆川

【中規模事業(報告案件)】

イ 一級河川 菊沢川 佐野市 船津川町

ウ 一級河川 旗川 足利市 寺岡町

エ 一級河川 名草川 足利市 利保町

栃木県県土整備部所管事業の再評価について

(1) 河川事業

【個別審議】

ア 一級河川 武子川 鹿沼市 深津

栃木県農政部所管事業の事前評価について

(1) 水利施設整備事業

【中規模事業（報告案件）】

ア 県営水利施設整備事業 生井地区 小山市、野木町

(2) 農地整備事業

【中規模事業（報告案件）】

ア 県営農地整備事業 倉骨地区 大田原市

イ 県営農地整備事業 百頭・県地区 足利市

5 議 事

県土整備部所管事業の事前評価

(1) ア 一般国道 119 号 日光市 上・中鉢石町 (審議案件)

【委員】

急傾斜地の整備と一体となって整備するということですが、一体性について、具体的に教えていただければと思います。

【栃木県】

資料 20 ページ右下の写真で説明いたします。現在の道路は赤い破線の部分となっており、それと隣接するように、緑色で枠囲った急傾斜の斜面が、道路に迫るような形で立っています。今まで整備してきた区間は比較的山から離れていたため、単純に道路整備を実施するのみでよかったのですが、昨年度、こちらの急傾斜において土砂が崩れる災害が発生したことから、山を抑える工事も同時に実施していきたいと考えています。

一体的に整備する具体例としましては、今回道路を拡幅する範囲に建物がかかってしまうと、多くの場合、一度取り壊して建て替えることとなります。一体的に整備を進めた場合には、その壊して更地になった状態のところで、斜面の工事を行うことができます。法面の工法については今後設計となるのですが、山は山、道路は道路で整備すると、それぞれ別の時期に工事を実施したり、今の狭いスペースの中でできる対策しかできないということになるのですが、一緒に連携することで効率的に事業を進められるようになります。

急傾斜については、今後設計を行うので、実際にどのような手法で行うかについてはまだお示しできないのですが、そのような内容です。

【委員】

道路の事業と斜面の事業を同時に進めていくと、建物の取り壊しは一度で済むということですね。分かりました。

意見のとりまとめ

【委員長】

それでは、審議案件の意見の取りまとめを行いたいと思います。県の対応方針（案）に対する御意見がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

では、御意見等がないようですので、県の対応方針（案）のとおり、「令和6年度から事業に着手する」ことが妥当としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【委員長】

それでは、ただいまの内容を委員会の意見として栃木県知事に提出いたします。

(2) ア 都市計画道路 3・4・306 号中郷八木岡線 真岡市 荒町 (報告案件)

イ 都市計画道路 3・5・2 号山手通り 那須烏山市 屋敷 (報告案件)

【委員】

両方ともそうですが、かなり現況に比べて拡幅されるということです。特に那須烏山は市との協議ということなので、用地取得の見込みがあると伺っていますが、真岡の方は現状より倍以上の拡幅です。用地取得についてはそれほど問題ないというか、見込みがこれはあるということでしょうか。

【栃木県】

真岡市荒町の用地取得ですが、基本的には問題ないと考えております。

また、先ほど説明の中で申し上げた真岡市「中心市街地リノベーション事業」により、真岡市と地元住民が一緒になって宅地の再整備も考えていますので、この時点で 100%とは言えませんが、より進めやすい形になっているのではないかと考えています。

(3) ア 一級河川 永野川 栃木市 大平町 下皆川 (審議案件)

【委員】

この事業 73 億円のうち、J R 橋の架替事業は 65 億円と工事費を算出されていますが、こちらの工事費の算出というのは、J R 側からの提案なのでしょうか。

【栃木県】

そのとおりです。J R と協議してまして、J R 側から提示された工事費が、65 億円です。そのほかは県で積み上げています。

【委員】

J R としての、コスト削減対策はありますか。

【栃木県】

J R では、橋梁架替による工事影響範囲を少なくするため、橋梁の桁高を抑えた橋梁形式を選んでいるので、コスト削減になっていると思います。

意見のとりまとめ

【委員長】

それでは、審議案件の意見の取りまとめを行いたいと思います。県の対応方針（案）に対する意見がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

では、御意見等がないようですので、県の対応方針（案）のとおり、「令和 6 年度から事業に着手する」ことが妥当としてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【委員長】

それでは、ただいまの内容を委員会の意見として栃木県知事に提出いたします。

(3) イ 一級河川 菊沢川 佐野市 船津川町 (報告案件)
ウ 一級河川 旗川 足利市 寺岡町 (報告案件)
エ 一級河川 名草川 足利市 利保町 (報告案件)

(助言、質問等なし)

県土整備部所管事業の再評価

(1) ア 一級河川 武子川 鹿沼市 深津 (審議案件)

【委員】

資料 15 ページの想定浸水区域図ですが、事業が終わると想定浸水区域は全部なくなるということによろしいですか。

【栃木県】

そのとおりです。この色が全部消えて浸水被害がなくなります。

【委員】

B/Cについて、想定浸水区域はなくなりますが、今まで説明いただいた事業より数値が低いのは、家屋等がないからですか。田んぼ等だとあまり便益が増えないのですか。

【栃木県】

田んぼは、家屋に比べると評価額が低く、家が多いほどB/Cは高くなります。

意見のとりまとめ

【委員長】

それでは、意見の取りまとめを行いたいと思います。県の対応方針（案）に対する御意見等がございましたらお願いいたします。御意見等はございませんか。

それでは、県の方針どおり「対応方針（案）のとおり事業を継続する」ことが妥当としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【委員長】

それでは、ただいまの内容を委員会の意見として栃木県知事に提出いたします。

(1) ア 県営水利施設整備事業 生井地区 小山市、野木町 (報告案件)

【委員】

私から2点ほどよろしいでしょうか。

費用のところ、整備することによって草刈りで余計に費用がかかることでマイナスという御説明でした。少し違和感があるわけですが、実態と合っているのでしょうか。整備する前のほうが維持管理費用はかかりそうな気がするのですが。

もう1点は資産です。資料13ページで資産の内訳を計算されていますが、「評価期間終了時点の資産価値④」は、費用の点からはマイナスで計算されているので、当該施設と関連施設の2億3,400万円と1億1,500万円分は引いて計算されていると思います。ということは、この事業によって資産価値が上がったからここを引いていると考えていいのかと思うのですが、なぜ上がるのかと、何をもって上がった価値を数値化しているのか、説明していただければと思います。

【栃木県】

1点目の草刈りについてですが、排水路の脇に50cm程度の道しかなく、しかも排水路が深いということで、残念ながら、草刈りや土砂さらいが行われていない現状です。深い排水路は命がけで草刈りをしなければいけないですし、法面勾配が土羽部分で大体1割(45度)と、機械での草刈りも人力作業も非常に厳しいので行われていません。今回の計画で管理用道路3mを付けさせていただきますので、これを利用して、機械での除草を今回計画しています。それによって機械経費を含む維持管理費がかかるため、マイナスと算定しているというのが1点目です。

2点目の資産価値につきましては、御覧の②の当該施設は、今回工事費用をかけて資産を得るわけですが、当然評価期間内に更新などをしなければいけない箇所もありますので、再整備費を投じます。その中で、評価期間中に資産価値が一年一年減っていきますので、その分を合計すると2億3,400万円強の資産価値が減っていくということで、マイナス算定しているところです。

関連施設についても、同様に整備や再整備をすることによって資産を得るわけですが、耐用年数というか評価期間の間にその資産価値が減っていくことで、④を引き算して、総費用として計上しています。

【委員】

毎年、一定額の資産が減っていくという計算ですか。

【栃木県】

そのとおりです。

【委員】

資産というのは、ベースはその土地の価値ですか。

【栃木県】

施設です。コンクリートブロックやL型水路などが該当します。それが耐用年数 40 年とか何十年と決まっていますので、1 年経過するごとに価値が減っていきます。

【委員】

そういうことですか。この工事で作った施設の価値が毎年減っていくということですか。

【栃木県】

そのとおりです。

【委員】

排水路を整備することで、生産効果が上がるとか営農経費節減効果があるとか、この辺の内訳が私の頭の中で一致しませんでした。災害防止効果はもちろん湛水しないということですが。その辺りをもう一度説明いただけないでしょうか。

【栃木県】

例えば1つ目の作物生産効果ですと、今回の整備によって湛水がなくなるということと、作物についても事業を契機に高収益作物を導入する形にしており、それにより効果が増える形になっています。

【委員】

高収入作物を導入することと排水路整備の関係とは、どのようなことでしょうか。

【栃木県】

営農の効果ということでは、排水路整備により湛水農地が解消することと併せて、これまでは湛水することで水稻ぐらいしか栽培できなかったところ、乾田化して麦やブロッコリー等を導入することにより、高収益化を図る計画としています。

【委員】

ありがとうございました。湛水解消によりほかの作物もできるということで、その効果を見込んでいるということですね。

【栃木県】

はい。

(2) ア 県営農地整備事業 倉骨地区 大田原市 (報告案件)

イ 県営農地整備事業 百頭・県地区 足利市 (報告案件)

【委員】

御説明ありがとうございました。2 件に共通するもので2 点質問させていただきます。

まず1 点目は、それぞれの「事業の適時性」ということで、なぜ今されるのかということの説明内容として、推進委員会で「話し合いを重ねた結果、事業実施に向けた機運が醸成され」という記載がありますが、少し抽象的なため、どのような話の結果、今というこ

となのか、もう少し具体的に教えていただけたらというのが1点目です。

もう1点は、費用対効果の部分の数値は、事業の性質としてそれほど大きくならないものだと思いますので、便益のところをどう考えるかを慎重に見る必要があるのかなと感じています。高収益作物の作付け面積を拡大することが便益の中に含まれていると思いますが、将来にわたり、この作物を計画どおり実際に農家の方がつくられるというところの実現性の確保、どれぐらい実現的にそうなり得ると評価されているのか。契約ではないですが、担保されるような取り組みをされているとか、そのあたりを教えていただけたらと思います。

【栃木県】

まず1点目の、なぜ今の事業を行うかというところですが、事業の性質上、地区の道路や水路を整備するものですので、受益者が多ければ多いほど事業の効果が出ます。これまでさまざまな理由で着手できなかった地区においても、先ほどのような機運の醸成等、説明によって同意率が上がったということもありまして、事業化に結び付けたというのが、一つの理由になるかと思います。

2点目の便益です。高収益作物拡大の担保についても、営農の専門である農業振興事務所の経営普及部や企画振興部と連携して、最大限事業効果が発揮できるような形で支援してまいりたいと考えています。

【委員】

計画ですと、作物ごとにどれくらいというように細かく出されていると思うのですが、計画どおりにいくかは別として、具体的にそういうところまで計画された上でこの数値を出されている、ということでしょうか。

【栃木県】

そのとおりです。地域の担い手の方、個人名も挙げておりまして、その方と直接話し合いを重ねております。既に栽培されている方や、中には新規の作物を栽培しようという方に対して、どれくらいまで栽培を広げられるかという話をし、私どもの建設部門と営農部門が、計画の段階から、5年後、7年後の完成を見通して計画した上で、この地区はAさんが何をどのくらい、Bさんはどの作物をどのくらいと、きちんと面積・作物を特定して、実現できるように計画しております。現在のところ、どこの業者や法人与自然と生産しましょうという担保性はないのですが、我々行政からのバックアップ、JAも含めてこれからバックアップできる体制を今組んでいる状況です。

以上